

様式 1 公表されるべき事項

独立行政法人国立環境研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成25年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程において、業績手当は環境省独立行政法人評価委員会の研究所に対する業績評価の結果を勘案し、その者の勤務成績に応じ、支給割合を決めることができることとしている。

平成25年度においては、環境省独立行政法人評価委員会の研究所に対する平成24年度業績評価はAであり、平成24年度より在職する役員の役員賞与についても3段階評価の高い評価による支給を行い得たが、総人件費及び給与水準に係る見直し状況を踏まえて、平成25年度は3段階評価の中位の評価とした。

法人の長の月額報酬は912千円であるが、これは国の指定職俸給表に準拠しており、また、平成24年度における予算規模や職員数が同程度の他の独立行政法人の長の報酬水準と比較し、その平均値を下回っており妥当な水準となっている。

【主務大臣の検証結果】

国家公務員や他の独立行政法人と比較し妥当な水準となっているが、今後においても、職務の特性や国家公務員・民間企業の役員報酬等を勘案しながら、引き続き適正な水準を維持していく必要がある。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

該当なし

理事

該当なし

理事(非常勤)

該当なし

監事

該当なし

監事(非常勤)

該当なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔 独立行政法人国立環境研究所の中期目標を達成するための中期計画に定められた人件費見積りの範囲内において支出する。 〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔 独立行政法人通則法の規定により、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与、業務の実績及び中期計画における人件費の見積りを考慮した。 〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔 毎年度職務業績評価を行い、勤務成績に応じて業績手当の増額や昇給を行う。 〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
業績手当	勤務成績に基づき、業績手当の額を増額する。
昇給	昇給の区分を5段階設けることにより、勤務成績を適切に反映する。

ウ 平成25年度における給与制度の主な改正点

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成24年4月から以下のとおり国と同等の措置を講ずることとした。

【職員について】

- 俸給月額を引き下げ(若年層を除く)
- 経過措置(平成17年度末時点の俸給の現給補償)の実施期間を平成26年3月31日までとするともに額を引き下げ
- 平成24年4月1日、平成25年4月1日、平成26年4月1日に一部若年層の号俸回復
- 平成24年6月賞与における平成23年度の官民格差相当分の調整
- 平成24年4月から平成26年3月までの臨時特例
 - ・ 俸給月額の支給額の減額(在職級ごとに▲4.77%、▲7.77%、▲9.77%の3区分)
 - ・ 職責手当(管理職手当)の支給額の減額(▲10%)
 - ・ 俸給月額及び職責手当の支給額の減額に対応した地域手当、研究手当等の支給額の減額
 - ・ 賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%)

【役員について】

「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」に準じて、平成24年4月から以下のとおり国と同等の措置を講ずることとした。

- 俸給月額を引き下げ
- 平成24年6月賞与における平成23年度の官民格差相当分の調整
- 平成24年4月から平成26年3月まで以下のとおり引き下げ
 - ・ 俸給月額の支給額の減額(▲9.77%)
 - ・ 俸給月額に対する特別調整手当の支給額の減額(▲9.77%)
 - ・ 賞与(期末手当、業績手当)の支給額の減額(▲9.77%)

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

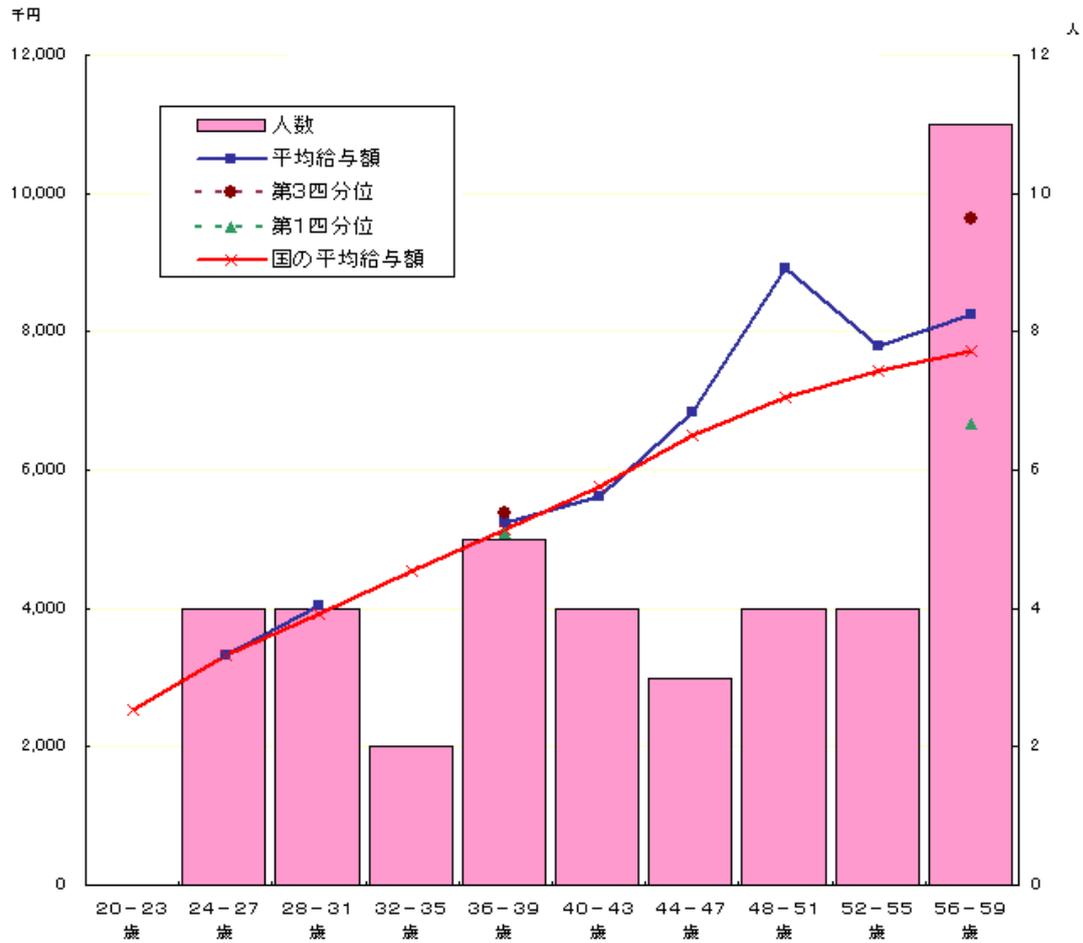
区分	人員	平均年齢	平成25年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	182	46.9	8,243	6,297	95	1,946
事務・技術	41	45.1	6,622	5,037	170	1,585
研究職種	141	47.4	8,714	6,663	74	2,051
任期付職員	24	36.7	5,908	4,743	86	1,165
事務・技術	(2)	-	-	-	-	-
研究職種	24	36.7	5,908	4,743	86	1,165
再任用職員	7	62.5	3,697	3,043	56	654
事務・技術	7	62.5	3,697	3,043	56	654
研究職種	(1)	-	-	-	-	-
非常勤職員	256	43.6	3,771	3,092	95	679
事務・技術	206	45.0	3,564	2,920	98	644
研究職種	50	38.1	4,626	3,803	84	823

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:該当のない区分(在外職員)は削除した。常勤職員及び非常勤職員の該当のない職種(医療職種、教育職種)、任期付職員の該当のない職種(事務・技術、医療職種、教育職種)は削除した。

注3:任期付職員の事務・技術と再任用職員の研究職種については、該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:32歳～35歳については、該当者が2名以下のため、当該個人にかかる情報が特定されるおそれのあることから、平均給与額の記載は省略した。

注2:24歳～27歳、28歳～31歳、32歳～35歳、40歳～43歳、44歳～47歳、48歳～51歳、52歳～55歳の職員については、該当者が4人以下のため、第1、第3四分位を表示していない。

注3:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

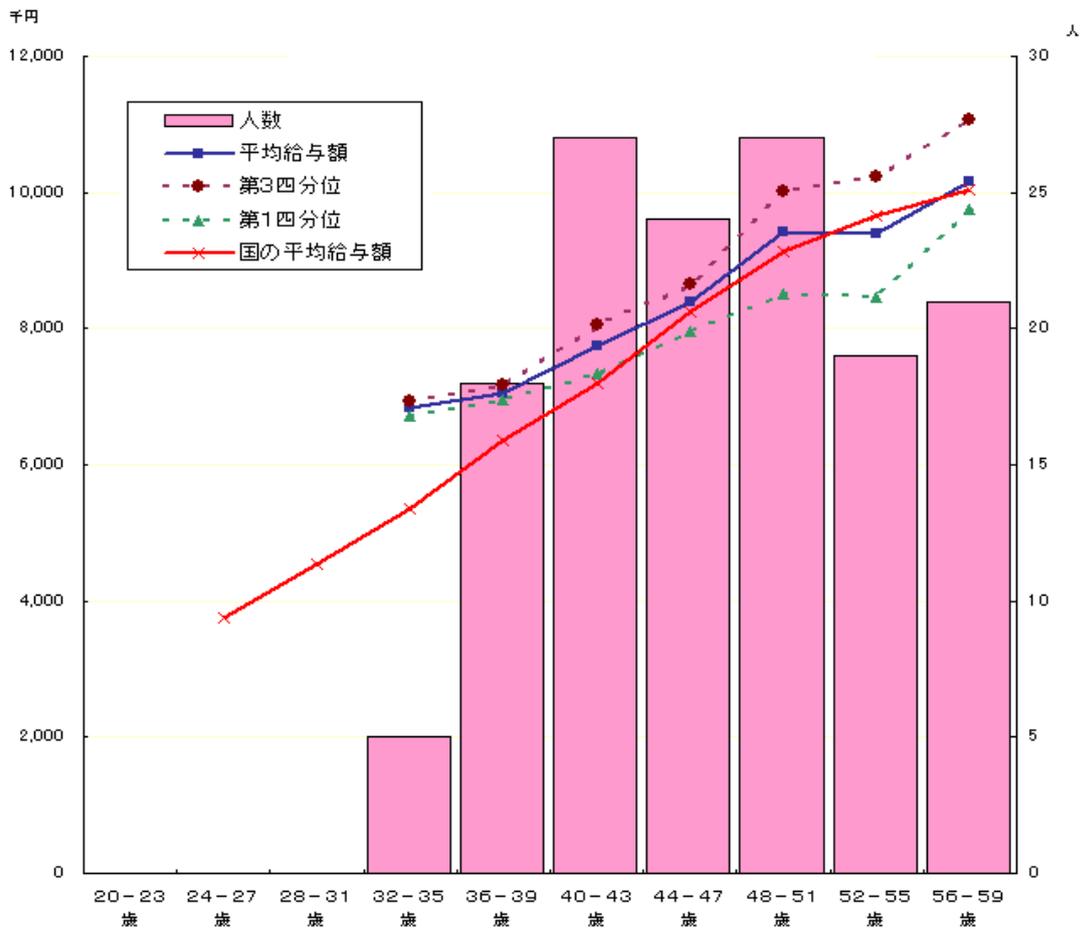
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	3	57.5	—	—	10,731	—	—
課長	9	54.1	8,633	8,871	8,871	8,979	8,979
課長補佐	10	53.2	6,266	6,642	6,642	6,847	6,847
係長	11	38.0	4,761	5,215	5,215	5,846	5,846
係員	8	30.1	3,219	3,593	3,593	3,860	3,860

注1:本法人では、本部とそれ以外の区別がないため、職位に「本部」と記載していない。

注2:部長級の該当者は3名以下であるため、第1・第3四分位を表示していない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
センター長	9	56.8	11,063	11,032	11,472
副センター長等	48	50.2	8,837	9,488	10,103
主任研究員	84	44.8	7,154	7,830	8,315
研究員	-	-	-	-	-

注1:本法人では、「本部研究部長」に相当する職位として「センター長」を、「本部研究課長」に相当する職員として「副センター長等」を代表的な職位として掲げた。

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		部長	部長	課長	課長補佐	係長	係員
人員 (割合)	41	0 (0.0%)	4 (9.8%)	10 (24.4%)	8 (19.5%)	11 (26.8%)	8 (19.5%)
年齢(最高～最低)		-	58～55	59～44	58～42	45～31	41～24
所定内給与年額(最高～最低)		-	8,870～ 7,083	7,070～ 5,460	5,096～ 4,518	4,821～ 2,946	3,125～ 2,462
年間給与額(最高～最低)		-	12,098～ 9,632	9,352～ 7,259	6,847～ 6,095	6,246～ 3,856	4,108～ 3,167

③ 職級別在職状況等(平成26年4月1日現在)(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		センター長・ 副センター長 等	副センター長 等 主任研究員	主任研究員	研究員	研究補助員
人員 (割合)	141	50 (35.5%)	49 (34.8%)	42 (29.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
年齢(最高～最低)		59～43	58～38	57～34	-	
所定内給与年額(最高～最低)		8,484～ 6,900	7,128～ 5,531	6,251～ 4,930	-	
年間給与額(最高～最低)		11,700～ 8,973	9,293～ 7,062	7,942～ 6,396	-	

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.9	% 65.1	% 63.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 38.1	% 34.9	% 36.4
	最高～最低	% 45.6～33.4	% 42.3～30.8	% 43.9～32.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.2	% 68.0	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.8	% 32.0	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～33.2	% 32.4～30.6	% 36.6～31.9

④ 賞与(平成25年度)における査定部分の比率(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.3	% 67.4	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.7	% 32.6	% 34.5
	最高～最低	% 50.3～32.8	% 42.3～30.4	% 45.7～31.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% —	% —	% —
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% —	% —	% —
	最高～最低	% —	% —	% —

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

106.2

対他法人(事務・技術職員)

101.3

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(研究職員)

対国家公務員(研究職)

103.7

対他法人(研究職員)

104.9

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 106.2	
	参考	地域勘案 106.6
		学歴勘案 105.9
	地域・学歴勘案 106.3	
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<p>独立行政法人国立環境研究所の調査対象である事務職員数は少なく(平成25年度においては41人)、一人ひとりの人事異動による給与変動が全体の指数に影響を大きく与えるという特性があるが、平成25年度においては、その特性が結果に大きく影響した(平成24年度は100.7)。具体的には、国との人事交流において、管理職に比して一般職員の人事異動が多かったために、本年度調査対象者における一般職員の在職者の割合が70.7%(平成24年度調査:81.0%)と低くなった一方で、管理職の割合が29.3%(平成24年度調査:19.0%)と高くなった。また、人事交流者のうち、地域手当上位級地からの転入者が多数を占めたので、その経過措置による影響が及んだ(調査対象職員のうち約3割が経過措置対象)。</p> <p>【主務大臣の検証結果】 上記理由により100を上回ってはいるが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。</p>	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.5% (国からの財政支出額 15,514,630千円、支出予算の総額 15,918,798千円:平成25年度予算)</p> <p><支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合> 2.6% <管理職の割合> 29.3% <大卒以上の高学歴者の割合> 48.7%</p> <p>【検証結果】国からの財政支出が大半を占めていることから、国に準じた給与制度をとっており、人事交流の影響で昨年度よりも管理職の割合が高くなっているが、給与水準は妥当であると考え。</p>	
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p>	
講ずる措置	<p>【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。</p> <p>【目標水準】 平成22年度同水準(102.5)を維持</p> <p>【具体的期限】 平成26年度以降 <平成26年度に見込まれる対国家公務員指数> 平成22年度同水準(102.5)</p>	

○研究職員

項目	内容														
指数の状況	対国家公務員 103.7														
	参考	地域勘案	104.9												
		学歴勘案	103.1												
		地域・学歴勘案	104.3												
<p>国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由</p>	<p>研究業務の遂行に高度に専門的な知見を要するため、独立行政法人国立環境研究所の研究職員の大学院修了者の割合は国家公務員より高くなっている。また、近年、高まってきている地球温暖化問題、廃棄物問題等の環境問題や災害環境の研究需要に対応しなければならないため、常勤職員数を増やせない中でも任期付研究員制度や契約職員制度を積極的に活用するなど研究の質と量を高める必要性がますます高くなっており、これら契約職員等の管理・指導などの管理業務を含めてその役割に応じた処遇を研究職員に対し行っていることに要因があると考えている。</p> <table border="1" data-bbox="558 548 1197 683"> <thead> <tr> <th></th> <th>〈大学卒者〉</th> <th>〈うち大学院修了者〉</th> <th>〈博士号取得者〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国立環境研究所</td> <td>100.0%</td> <td>85.9%</td> <td>95.0%</td> </tr> <tr> <td>国家公務員※</td> <td>97.2%</td> <td>73.9%</td> <td>(データなし)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成25年度人事院勧告参考資料より(研究職俸給表適用の国家公務員)</p> <p>【主務大臣の検証結果】 上記理由により100を上回ってはいるが、今後とも国の制度に留意しつつ、適正な給与水準を維持していく必要がある。</p>				〈大学卒者〉	〈うち大学院修了者〉	〈博士号取得者〉	国立環境研究所	100.0%	85.9%	95.0%	国家公務員※	97.2%	73.9%	(データなし)
	〈大学卒者〉	〈うち大学院修了者〉	〈博士号取得者〉												
国立環境研究所	100.0%	85.9%	95.0%												
国家公務員※	97.2%	73.9%	(データなし)												
<p>給与水準の適切性の検証</p>	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 97.5% (国からの財政支出額 15,514,630千円、支出予算の総額 15,918,798千円:平成25年度予算)</p> <p><支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合> 9.8% <管理職の割合> 100.0% <大卒以上の高学歴者の割合> 100%</p> <p>【検証結果】国からの財政支出が大半を占めていることから、国に準じた給与制度をとっており、妥当であると考え。</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額0円(平成24年度決算)</p>														
<p>講ずる措置</p>	<p>【改善策】 今後とも国の制度に留意し、国に準拠した給与制度をとっていく。</p> <p>【目標水準】 平成22年度同水準(104.0)を維持</p> <p>【具体的期限】 平成26年度以降 <平成26年度に見込まれる対国家公務員指数> 平成22年度同水準(104.0)</p>														

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成25年 度)	前年度 (平成24年 度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平 成23年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	2,025,982	2,023,602	2,380	0.1	-184,265	-8.3
退職手当支給額 (B)	168,123	254,132	-86,009	-33.8	-172,646	-50.7
非常勤役職員等給与 (C)	1,882,687	1,866,531	16,156	0.9	116,884	6.6
福利厚生費 (D)	526,780	509,464	17,316	3.4	30,407	6.1
最広義人件費 (A+B+C+D)	4,603,574	4,653,730	-50,156	-1.1	-209,618	-4.4

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額については、平成24年4月より国家公務員給与特例法に準じた給与減額支給措置を行ったことなどから、前年度に引き続き、中期目標期間開始時より大幅に減額となっているが、前年度とほぼ横ばいである。

最広義人件費については、給与、報酬等支給総額が前年度並みであるなか、非常勤役職員等給与額が5ヶ年の中期計画(平成23年度～平成27年度)に基づき事業が進捗し体制が整備されるなかで微増した一方で、退職手当の支給額が減額したことから、微減となっている。

○「国家公務員退職手当法」の改正に準じて、職員の退職手当について、従来、勤続期間が20年以上の者の退職手当の調整率を「104/100」としていたが、勤続年数にかかわらず段階的に「87/100」まで引き下げることとした。役員についても同様に段階的に「87/100」まで引き下げることとした。

平成25年1月1日から平成25年9月30日 : 98/100
 平成25年10月1日から平成26年6月30日 : 92/100
 平成26年7月1日以降 : 87/100

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし